

著作権法(合理的使用の判断基準に関する検討)

2. 著作権者の動画のごく一部を自らの SNS ポストに使用した事案において、著作権法 65 条 2 項に列挙された事項を検討の上、著作権法 65 条 1 項に規定する「合理的使用」に該当するとして、著作権侵害を否定した事例

【書誌事項】

当事者：H 氏(原告、控訴人)、L 氏等 6 名(被告、被控訴人)(いずれも個人)

判断主体：知的財産商業裁判所

事件番号：113 年度民著上易字第 3 号

言渡し日：2024 年 11 月 7 日

事件の経過：原告の請求を棄却した第一審判決に対して控訴が提起されたが、本件判決により控訴が棄却された。

【概 要】

原告 H 氏、被告 L 氏等は、いずれも宝石業を営んでいる。L 氏等は、H 氏を批判する動画を作成するにあたり、H 氏のアップロードした動画のスクリーンショットを用いて facebook に投稿を行い、H 氏を批判した。

H 氏は、L 氏等の著作権法違反を主張し、損害賠償請求等を要求したところ、L 氏等は著作権法 61 条及び第 65 条に該当するため、著作権侵害はないと主張した。第一審判決は、第 61 条の適用については否定したものの、第 65 条 1 項の合理的使用に該当すると判断し、原告の請求を棄却した(原告はさらに、被告が投稿で行った評論が原告の名誉権を侵害したと主張しているが、これらは著作権法とは無関係であるため、ここでは省略する)。これに対して、H 氏が控訴した。これに対する判決が本件判決で、知的財産商業裁判所は、控訴を棄却した。

【事実関係及び経緯】

H 氏の主張によれば、H 氏は宝石の鑑定士であり、2016 年から YouTube チャンネルを

運営し、ビジネスモデルの一環として、宝石関連の教育や鑑定の動画を自ら制作している。H氏は2021年4月20日、2016年10月3日、2021年4月21日に個人の意見を発表し、宝石関連のニュースや鑑定に関する情報を共有するとともに、広告や宣伝を挿入した動画①～③（以下、あわせて「本件動画」という）を撮影した。本件動画は著作権法により保護される視聴覚著作物であり、H氏は本件動画の著作権者である。しかし、被告はH氏が本件動画の著作権者であることを知りながら、H氏の許可を得ずに、2021年4月30日、2021年5月6日、2021年8月24日に動画①～③の画面をスクリーンショットして複製し、SNS上でそのスクリーンショットを含む投稿①～③（以下「本件投稿」と総称）を公開した。H氏は、これにより、自らの著作物に対する著作財産権および不当変更禁止権を侵害されたとして、本件訴訟を提起した。

これに対して被告L氏等は、以下を理由に著作権侵害を否定した。

- ・H氏は自称「パブリック・フィギュア」であり、しばしばメディアに招かれて宝石を鑑定し、メディアやウェブサイト上でGIA宝石鑑定師の証書を持っているが、証書を提示したことがないという事実に基づき、合理的な評論、報道及び討論を行い、H氏に関する映像を引用、抜粋したものであり、これは著作権法第62条に基づく報道、評論及びインターネット上の社会的時事問題に関する論述の合理的使用に該当する。

参考：著作権法第62条「新聞紙、雑誌またはインターネット上に掲載された政治、経済または社会の時事問題に関する論述は、他の新聞紙、雑誌によって転載されることができ、または放送やテレビで公開放送されることができ、又はインターネット上で公開伝送されることができる。ただし、転載、公開放送または公開伝送を許可しない旨が注記されている場合は、この限りではない。」

- ・本件動画のある瞬間のスクリーンショットを利用したに過ぎず、原著作物に対する割合はごくわずかであり、合理的な評論及び報道のためであり、非営利使用に該当し、原著作物の潜在的市場及び価値に影響を与えず、同法第65条の合理的使用にも該当する。

参考：著作権法第 65 条

1. 著作物の合理的使用は、著作財産権の侵害に該当しないものとする。
2. 著作物の利用が第 44 条から第 63 条までの規定又はその他合理的な使用情況に該当するか否かは、一切の事情を審査勘酌しなければならず、特に判断の基準として次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - 一、利用の目的及び性質。商業目的または非営利の教育目的であるかを含む。
 - 二、著作物の性質。
 - 三、利用の質・量及びそれが著作物の全体に占める割合。
 - 四、利用の結果が著作物の潜在的な市場及び現在の価値に及ぼす影響。

第一審裁判所（知的財産商業裁判所、2024 年 1 月 9 日判決 113 年度民著訴字第 20 号）は、著作権法第 61 条の適用は否定しつつも、第 65 条第 2 項に列挙された各判断基準を総合的に考慮した結果、L 氏等の行為は同条 1 項の合理的使用に該当し、H 氏の著作権を侵害していないと認定した。H 氏は控訴を提起した後、第二審裁判所（知的財産高等裁判所、2024 年 11 月 7 日判決 113 年度民著上易字第 3 号）も、第一審裁判所の判断を維持し、H 氏の控訴を棄却した。

【判決の概要】

裁判所は、以下のように、上記の第 65 条第 2 項に規定された 4 項目を一つ一つ検討し、合理的使用に該当すると判断した。

1. 利用の目的及び性質

- (1) 投稿①には動画①のスクリーンショットが添付され、「〇〇〇（注：被告の氏名）先生が語る『宝石鑑定士の視点』」等と記載されており、投稿①の利用目的と性質は、原告に対して異なる意見を表明するためのものであることがわかる。
- (2) 投稿②は、本件動画②の画面のスクリーンショットで、原告が翡翠のブレスレットの価格鑑定をビッグデータで計算していると述べたこと等に対し、「もし誰かがビッグデータがあると偽装して、それをもって裁判所で口から出ま

かせを言えば、違法行為に当たるのか？」といった内容を記載している。投稿②の利用目的と性質は、明らかに同じ宝石業界の人間として、翡翠のプレスレットの価格鑑定時にビッグデータは使用していないという批評を行うためのものである。

- (3) 投稿③は、本件動画③の画面のスクリーンショットを用いたもので、投稿文において「△△△（注：原告の名前）さんはネット上で皆に@録画、撮影、即時配信@を呼びかけた（赤色枠線部分を参照）。その結果、△△△さんは台中保二総隊警察署において著作権法を利用して18人を告訴した…このように司法資源を濫用して個人的な恨みを晴らすことができるのか？」等と記載したものである。さらに原告は被告に対して刑事告訴や民事訴訟を何度も提起している事実があることから、被告の上記投稿の利用目的と性質は、原告が司法資源を濫用しているか否かを評論するためにすぎないと認められる。

2. 著作物の性質

著作物の創作性が高いほど、より高度な保護が与えられるべきであり、他人がその著作物の合理的な使用を主張する機会はより低くなる。本件動画はいずれも原告がYouTubeプラットフォーム上でライブ配信したものであり、H氏が宝石鑑定に関する意見を表明したり、被告の発言に対してコメントしたりするもので、性質上、経験の共有や知識の伝達に関する創作である。これは、著作権法における最低限の創意の程度の要件を満たすものである。

3. 利用された質と量、及びそれが全体の著作物に占める割合

本件動画①～③はそれぞれ1時間53分、6分38秒、1時間45分の長さであり、本件動画の内容は主に原告の説明内容であり、映像が主ではない。被告が本件投稿で使用した本件動画の画面のスクリーンショットはそれぞれ約1秒にすぎない。これにより、当該スクリーンショットが本件動画に占める質的、量的割合は非常に低いことが明らかである。

4. 利用の結果が著作物の潜在市場及び現在の価値に与える影響

原告が本件動画を撮影した目的は商業利用であるが、被告がその動画から撮ったスクリーンショットは1秒にも満たないものであり、かつ、原告の説明内容に対

する反論や合理的なコメントをするためである。したがって、被告が本件投稿文において本件動画のスクリーンショットを利用した結果、原告の著作物の潜在市場に代替効果を与えることはなく、本件動画の商業利益に影響を与えることはないと考えられる。

結論

著作権法第 65 条第 2 項の合理的使用に関する判断基準に照らし、被告が本件動画のスクリーンショットを撮り、そのスクリーンショットを自身のフェイスブックアカウントに転送し、本件投稿文で公開したことについて、主に原告の説明内容に反論するため、または合理的なコメントをするためであり、かつ、その利用した質的、量的割合が非常に低いこと、また本件動画の創作の程度、被告の当該著作物の利用が原告の著作物の潜在市場に影響を与えないこと等を考慮すると、被告は合理的な範囲内で本件動画のスクリーンショットを引用したものと認められ、著作権法第 65 条の合理的使用に該当し、著作財産権の侵害とはならないと考えられる。

【専門家からのアドバイス】

台湾の著作権法においても、著作権の効力が及ばない場合に列挙されているが、さらに一般的な条項として、「合理的使用」が規定されている。著作物の利用が合理的使用となるかどうかについては、著作権法第 65 条第 2 項に上記のとおり 4 つの判断基準が列挙されている。本判決でも、この 4 つの判断要素を逐一検討し、結論を出している。

なお、今回は YouTube の動画の一部利用であったが、今後この「合理的使用」に該当するかが問題になる可能性が十分あると思われるのが、生成 AI のいわゆる「学習段階」における著作物の複製等が、「合理的使用」に該当するかである。日本の著作権法第 30 条の 4 第 2 号に該当する規定がないため、この「合理的使用」が適用されるか否かが重要になるとと思われる。現在のところ、生成 AI の学習段階と合理的使用についての裁判例はまだ見当たらないが、今後の動向が注目される。